

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(第5期)中間案の概要

第1 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

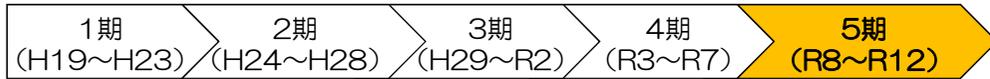
- ・R3年まで減少していた刑法犯認知件数がR4年に増加。「トクリュウ」による特殊詐欺や凶悪事件の発生が懸念。
- ・情報化、高齢化等などによる地域社会の変化の中にあっても、犯罪の被害にあわないまちづくりが必要。
- ・第4期計画の計画期間が令和7年度で終了することから、第5期計画を策定。

(2) 計画の位置付け

- ・「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づく計画で、安全・安心まちづくりを県民運動として展開していくための計画。
- ・「新・みやぎの将来ビジョン」のほか、関連計画と連携し取組を推進。

(3) 計画期間

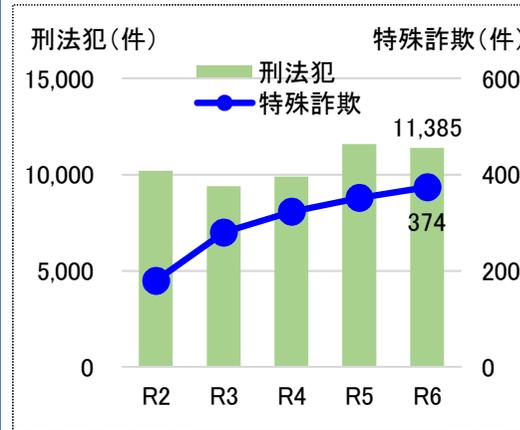
- ・令和8年度～令和12年度の5年間



第2 宮城県の現状と課題

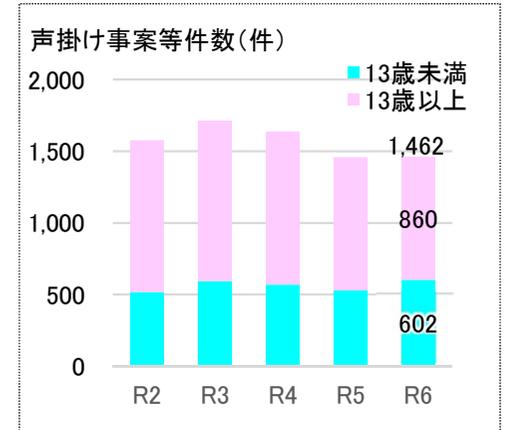
(1) 犯罪の認知件数

- ・刑法犯認知件数は下げ止まり傾向。
- ・特殊詐欺認知件数・被害金額は令和6年に過去最高となる。



(2) 子供を取り巻く現状

- ・不審な声掛け、つきまとい等が依然として発生。
- ・SNS等起因の犯罪に注意を要する。



第3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標と基本方針

- ・計画の基本的事項については、条例の規定を踏まえて継続。

目標	県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちの実現
基本方針	支え合い 県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現する
	見守り 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら見守り、犯罪被害から守る
	環境整備 基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行う

(2) 取組の方向性

- ・社会情勢や分かりやすさの観点から、6つの方向性を5つに再編。

No	5期計画(中間案)	参考:4期計画(現行)の体系
1	犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	
2	犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進	
3	防犯上の配慮が必要な者や機会に応じた安全対策の推進	防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進
4	多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応	
5	犯罪の起きにくい学校・道路・公園等の普及	犯罪の防止に配慮した安全な環境整備
6	(方向性3・5に再編)	犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

第4 推進項目と具体的推進方策

※ は拡充内容



県の防犯情報ウェブサイト

やさしい日本語や多言語での情報発信

闇バイトへの関与防止

軽率な画像提供防止

防犯設備の関心の創出